15	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×1.00722×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{156}{365}$
16	初期利子	令和８年９月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。）。 第14号の規定により算出された支払期における想定元金額×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
17	第２期以後の利子	毎年３月10日及び９月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。 第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
18	償還期限	令和18年３月10日
19	償還金額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額 ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20	元利金支払場所	日本銀行
21	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
22	払込期日	令和８年８月13日

○財務省告示第二百四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（10年）（第５回）
2	発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,900,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で99,085,650,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で150,814,350,000円
7	払込金額	248,550,540,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年８月25日
11	発行価格	額面金額100円につき99円46銭
12	利率	年2.8％
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{66}{365}$
14	初期利子	令和８年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和18年６月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年８月25日

○財務省告示第二百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第197回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。